

都城市住宅リフォーム促進事業に関する注意事項

◆交付決定前の事業着手について

- 交付決定前に事業着手した場合は補助金対象外となりますが、事業着手には、売買契約や手付金の支払い等が含まれますので御注意ください。
- 実績報告時の提出書類（請求・領収書等）の日付に交付決定日前のものが含まれると、交付決定が取り消しとなる場合がございますので御注意ください。

◆提出書類について

- 提出書類等については【参考①】「令和6年度からの変更点」、【参考②】「提出書類等注意事項」、【参考③】「対象工事一覧」、【参考④】「納税通知書の写し（見本）」、【参考⑤】「工事写真（見本）」、を御確認の上、御提出ください。

◆現地確認について

- 現地確認は、時間厳守でお願いいたします。
- 申請者の代わりに事業者が立ち会う場合、申請者にも現地確認が実施される日時をお伝えください。

◆その他

- 申請書提出時に、「故障しているから交付決定を早くしてほしい」といった要望が見受けられますが、申請書を收受後、書類審査や現地確認審査に概ね 30日から45日程度の時間を要しますので、予め御了承ください。
- 国や県の補助事業と併用することはできませんが、火災保険等保険金給付や市の他の補助金との併用は出来ません。ただし、施工内容の重複がなければ併用可能ですが、重複がないことを確認するために、他の課に提出した見積書及び図面等の提出を求める場合があります。
- 補助金等交付申請書等は、下記配布場所や市ホームページでも取得できます。
≪配布場所≫市役所5階商工政策課・各総合支所・各地区市民センター
- ※登録事業者届出書については、市ホームページからのダウンロードのみとなります。